

第 8 次群馬県保健医療計画の変更等について（医療法等の一部改正への対応）

背景・経緯

- 平成 30 年 7 月、医療法及び医師法の一部改正があり、都道府県は平成 31 年度中（2019 年度）に、医療計画において、「医師確保計画」や「外来診療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を策定・記載することとされた。
- 平成 30 年 9 月以降、厚生労働省では、「医療従事者の受給に関する検討会 医師需給分科会」において、「医師確保計画」などに関する検討を進めているところ。
- 平成 31 年 3 月末に、国から都道府県に対し、「医師偏在指標」なども含む「医師確保計画」などの「策定指針（ガイドライン）」が通知される見込み。

対応（案）

- 引き続き「医師需給分科会」の動向を注視。
 - 厚生労働省主催「医療政策研修」（2 月 15 日開催）や、3 月末に示される計画の策定指針（ガイドライン）を踏まえ、「計画の骨子（案）」を作成。
- (H31 年度～)
- 「骨子（案）」を各圏域などに提示し、意見を聞きながら「計画の素案（第 1 稿）」を検討するなど順次作業を進め、平成 31 年度（2019 年度）末の策定を目指す。

計画の検討組織について

- 「医師確保計画」や「外来診療に係る医療提供体制の確保に関する事項」は、保健医療計画に関する内容であることから、従来どおり「群馬県保健医療対策協議会」と「群馬県医療審議会」で検討を行うことを予定。
- なお、医師確保対策に関する他の会議体などでも意見を伺いながら計画を策定する。

その他

- 地域医療構想の取組に関して
平成 30 年 6 月の厚生労働省通知「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」により、各構想区域における議論が円滑に進むよう、「都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置」することが求められたところ。
- (H31 年度～)
- 新たに県単位の地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の進め方やデータ分析などに関する協議を行うことを検討中。